

第2次東松島市国土強靭化地域計画 (案)

東松島市

目 次

	(ページ)
第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 本計画の対象想定災害	2
第2章 脆弱性評価結果と国土強靭化施策の推進方針	3
1 脆弱性評価の考え方	3
2 想定するリスクの設定	3
3 基本目標	4
4 事前に備えるべき目標	4
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
6 施策分野の設定	7
7 脆弱性評価結果と国土強靭化施策の推進方針	8
8 施策分野別指標	52
第3章 国土強靭化の推進に向けて	55
1 計画の進行管理の考え方	55
2 国土強靭化を推進するための具体的な個別事業	55
3 P D C A サイクルの確立	55
4 関係機関との連携	55
5 市民・企業との協働	55

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、本市の市民1,110人の人命を奪い、現在も23人の行方不明者がいるなど、甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災では大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の低下や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面しました。

国では、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に基本法に基づく国土強靭化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その後、平成30年12月の基本計画の変更後、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月には基本計画のさらなる見直しが行われるなど国土強靭化の取組の強化が図られています。

宮城県では、平成29年4月に「宮城県国土強靭化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。その後、能登半島地震の教訓や国の新たな基本方針を反映し「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な県土と地域社会の構築を目指し、第3期となる県計画を令和7年3月に策定し取組を進めています。

本市では、基本法に基づく「東松島市国土強靭化地域計画」を令和3年6月に策定し、事前防災及び減災に係る対策を進めてきました。この間、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓や、新たに基本計画に掲げられたデジタル活用や地域における防災力強化への対応など、今後の災害対応における新たな課題とされています。

このことを踏まえ、第2次「東松島市国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものであり、本計画は、東松島市第3次総合計画（以下「市総合計画」という。）の下位計画に位置付け、基本法や県計画と調和のとれた計画としています。

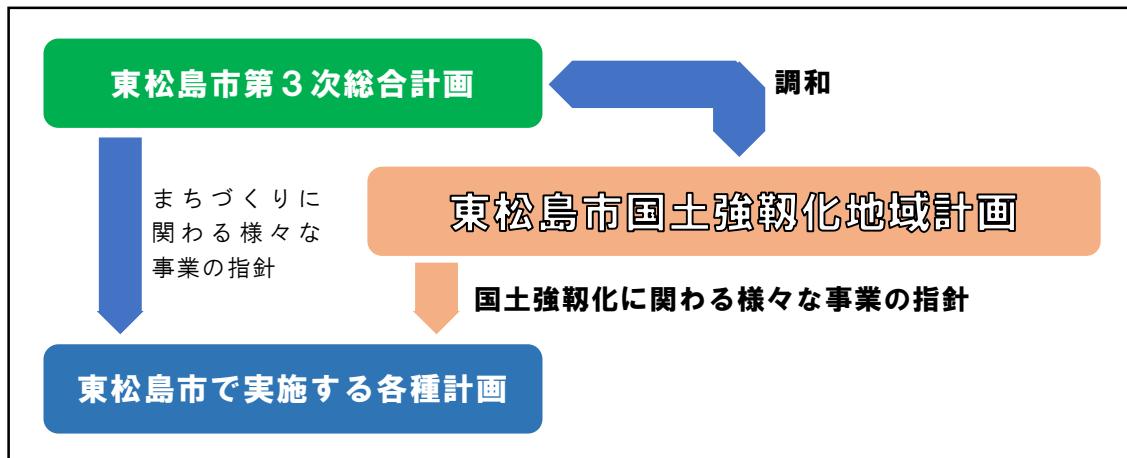
計画の位置付け

(1) 市総合計画及び各種計画等との関係

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、市総合計画の下位計画に位置付けます。

本計画の目的は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を防ぐことであることから、基本法第13条に基づき市総合計画と地域強靭化の観点での調和を図りながら、想定する自然災害等の発災前における様々な分野の計画等に関する指針とします。

■計画の位置付け



(2) 基本計画及び地域計画との関係

本計画は、基本法第14条に基づき策定された基本計画及び県計画（以下「国及び県計画」という。）との調和が保たれた内容とします。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 本計画の対象想定災害

国及び県計画は、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害全般を想定しており、本計画においても地震、津波、風水害などの大規模自然災害全般を想定災害とします。

第2章 脆弱性評価結果と国土強靭化 施策の推進方針

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する各自治体の脆弱性の評価を行うことは、国土強靭化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針を示しています。

本計画の策定においても、国及び県計画の脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を設定します。

■脆弱性の評価の考え方

- 1) 想定するリスクの設定
- 2) 基本目標の設定
- 3) 事前に備えるべき目標の設定
- 4) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定・施策分野の設定
- 5) 脆弱性の評価（リスクシナリオ別施策分野別に整理）
- 6) 推進方針の設定（リスクシナリオ別施策分野別に整理）

2 想定するリスクの設定

本計画で想定するリスクは、本計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般とします。

3 基本目標

国土強靭化の理念並びに国及び県計画との整合を図り、次の4点を基本目標とし、いかなる自然災害が発生しようとも、強靭化の取組を推進します。

■計画の基本目標

- 1) 人命の保護が最大限図られる
- 2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4) 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、国及び県計画との整合を図り、次の8点を「事前に備えるべき目標」とします。

■事前に備えるべき目標

- 1) 直接死を最大限防ぐ
- 2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む。)
- 3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6) 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない
- 8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国及び県計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、29の「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）を設定します。

■リスクシナリオ

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される		2	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化		3	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
4 迅速な復旧・復興	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	4	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		5	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	6	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		7	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		8	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		9	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		10	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		11	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	12	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	13	4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
		14	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
		15	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		16	5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
		17	5-4 食料等の安定供給の停滞

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 人命の保護が最大限図られる	6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	18	6-1 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される		19	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		20	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	7 制御不能な二次災害を発生させない	21	7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
4 迅速な復旧・復興		22	7-2 有害物質の大規模拡散・流出
		23	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	24	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		25	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		26	8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
		27	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		28	8-5 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		29	8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

6 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な国土強靭化に関する施策分野については、市総合計画の「施策の大綱」に掲げた5つの柱を施策分野として設定しました。

■ 施策分野の設定



7 脆弱性評価結果と国土強靭化施策の推進方針

リスクシナリオごとに施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価した脆弱性の評価結果に対し、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野を、市総合計画の「施策の体系」に掲げた5つのまちづくりの方向性とし、推進方針を以下の表のとおり設定します。

なお、表中の数値は、先に設定したリスクシナリオの番号（5・6ページ参照）、施策分野の番号（7ページ参照）を示しています。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
脆弱性の評価項目	①住宅・建築物の耐震化	
施 策 分 野	4-4	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 4) 良好な住環境整備
	5-3	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 3) 利便性の高い行政サービスの提供
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○一般住宅の耐震化率は令和6年1月現在86.8%となっています。昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅の所有者へ耐震診断の必要性についての啓発を行っています。		(4-4) ○古い住宅が多い地区において戸別訪問を実施し、耐震診断の実施及び耐震改修工事の実施を図ります。また、耐震診断において耐震性が無いと判定された住宅で耐震改修工事の未実施者に対し、耐震化の促進に努めます。 (5-3) ○昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅等について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、木造住宅耐震改修に関する助成事業と合わせ、市報やホームページへの掲載、リーフレット等の配布により普及啓発を行うとともに住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。
○市内の住宅地に設置されているブロック塀等については、危険ブロック塀等の除却により改善されつつあります。		(4-4) ○災害発生時の安全な避難経路の確保対策として、危険性のあるブロック塀について、除却及び新たなフェンス等の設置費用の一部を助成し、安全な避難路の確保に努めます。 (5-3) ○危険性のあるブロック塀等を除却し、安全な避難路の確保に努めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
脆弱性の評価項目		②多数の者が利用する建築物の耐震化等
施策分野	2-4	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 4) 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
<p>○市民センターは、全ての施設が耐震基準を満たしています。</p> <p>○コミュニティ供用施設及び集会施設等のうち、旧耐震基準で建築され、耐震化が済んでいない市有施設は3施設ありますが、いずれも地区センターとしての位置づけは行っていません。このうち、1施設は、令和8年度中の解体を予定しており、2施設は利用頻度が少ないとから、今後早期の用途廃止に向けて、地元住民との検討を進めています。</p>		(2-4) ○施設の老朽化が進み、耐震化が済んでいない3施設のうち1施設は、令和8年度中に解体工事を実施します。他2施設についても、近隣集会施設の利用を促し、早期の用途廃止に向けた調整を進めます。
<p>○市営住宅のうち、多数の者が利用する集合住宅型の住宅では、旧耐震基準で建築されたものが4棟あり、そのうち耐震化工事が済んでいないものは1棟のみとなっています。この1棟については令和8年度末までに解体を完了する予定であり、早期に用途を廃止する方針です。</p>		(4-1) ○旧耐震基準で建築された市営北浦アパート1棟について、公営住宅等整備事業を活用し、令和8年度末までに解体を完了することで、本市における多数の方が利用する集合住宅型市営住宅の耐震化率を100%とします。

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
脆弱性の評価項目	①災害に強い減災・防災のまちづくりの充実	
施策分野	1-3	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 3) 商工業振興・企業誘致と働く場の確保
	2-4	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 4) 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
	4-4	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 4) 良好な住環境の整備
	4-5	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 5) 安全で利便性の高い交通環境の充実
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○東日本大震災では、市内全域で津波による大きな被害を受けることとなり、津波は完全に防ぐことはできないことから、減災・防災に特化した対応が重要であると認識しました。市内沿岸部に位置する地区については、大規模な津波による甚大な被害を受けており、現地再建による復興は困難な状況であったため、市民の意向を踏まえた地域内移転、高台移転、内陸移転を進めました。また、多重防護による減災対策、避難施設及び避難道路等のハード整備と地域防災計画や避難行動計画などの行政と市民が協働したソフト対策両面での復興事業の推進を図りましたが、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、令和4年5月に宮城県が発表した津波浸水想定では、東日本大震災時の1.3倍の面積が浸水する想定がされており、平坦で高台のない市街地においては津波から如何に住民を円滑に避難させるかが課題であり、対応するための津波避難施設等の整備が必要とされているなど、災害に強いまちづくりの充実が不可欠となっています。さらに、大雨による被害や土砂災害に対しても、排水、治水の監視体制の強化や感染症にも対応した避難所運営、ハザードマップの活用などの総合的な取組が求められます。また、津波防災区域の設定や集団移転のほか、職住分離、多重防護による大津波対		(1-3) ○本市においては、大津波による再度の災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため、雨水排水事業を実施しました。また、高台移転（鉄道の移転を含む。）を基本とし、職住分離を行いました。高台の確保が困難な地域では、内陸側への集団移転や土地利用を転換し、防潮堤に加え、防災緑地、高盛土構造の道路、河川堤防による多重防護施設を設置しました。また、防潮堤に加え高盛土構造の道路等、多重的に防護することにより、沿岸部については、津波防災区域を設定し、宅地のかさ上げ等により大津波被害を最小限に防ぐ産業系等の土地利用転換を推進します。 (2-4) (4-1) ○総合防災訓練による感染症に対応した避難所開設訓練を実施します。 (4-1) ○本市の主要河川の洪水ハザードマップの整備に加え、内水ハザードマップ及び悪条件下での津波(L2)ハザードマップを作成しました。自宅が浸水範囲となる市民には災害リスクを周知し早めの避難を呼びかけます。 (4-1) ○市域の多くは平地が広がる地形であることから、基本的には津波を第1線で防護する防潮堤と第2線、第3線となる防災盛土や高盛土構造の道路による多重防護により津波被害からの減災対策を行っています。特に、防潮堤等の海岸保全施設については、施設管理者と連携しながら、継続的な施設監視を行い、適切な

(つづき)

脆弱性評価結果	施策分野と推進方針
策など、災害に強いまちづくりを推進しています。	<p>長寿命化対策を図り、防災・減災対策を推進します。加えて最大クラスの津波災害に備え、避難所までの徒歩避難が困難な住民の自家用車避難を円滑に進めるため、狭隘な避難経路の幅員拡幅や、避難先の駐車場整備を進めるとともに、避難行動要支援者や支援者が避難する津波避難タワーを整備しました。また、大雨等による冠水被害や鳴瀬川などの河川沿いの洪水被害のリスクが高い地域においては、総合的な治水対策により、住宅地区や農業・商工業などの産業基盤の防御を図ります。さらに、防潮堤に加え高盛土構造の道路等、多重的に防御することにより、移転元地である沿岸部については、土地のかさ上げ等により大津波被害を最小限に防ぎ産業系等の土地利用転換を推進します。</p> <p>(4-4) ○大津波等による再度の浸水災害の防止や大雨による冠水被害を抑制するため、都市排水路や雨水排水機場、防災調整池といった施設整備の推進により、冠水被害対策を充実させ、さらに施設の適切な維持管理による排水機能の確保を図ります。</p> <p>(4-5) ○沿岸部から高台や内陸部への避難道路の整備を推進するとともに、災害時における円滑な支援物資輸送の確保として、三陸沿岸道路や現在計画が進められている石巻新庄道路をはじめ国・県道などの主要幹線道路の整備を要望し、安全で安心な道路交通ネットワークの充実を図ります。</p>

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ				
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生			
脆弱性の評価項目	②減災対策の推進				
施 策 分 野	1-2	1. 農業と活力のある住みたくなるまち 2) 地域の資源を生かした持続可能な観光の振興			
	2-4	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 4) 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進			
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進			
	4-2	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 2) 消防・交通安全・防犯体制の強化			
	5-3	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 3) 利便性の高い行政サービスの提供			
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針				
○市からの避難指示等を確実に実行し速やかに避難する市民意識の向上を図ります。	(2-4) (4-1) ○自主防災組織、地域自治組織、地区自治会が連携して避難方法等やハザードマップ等の周知徹底を図り、市民意識の向上を図ります。				
○津波時、土砂災害時、洪水時のハザードマップ等の周知徹底を図ります。	(4-2) (5-3) ○津波警報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、ハザードマップの整備や避難路・避難階段の整備など地域防災力の向上に努めます。				
○浸水する可能性がある施設は、災害時でも非常用発電機等が稼働するよう求められます。					
○「東松島市地域防災計画」は、毎年度見直しを加えながら運用しており、大規模災害時等においても被害軽減が図られるよう、引き続き関係機関や自主防災組織と連携を図り、自助・公助・共助の取組を強化しています。					
○安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図っています。また、津波襲来の恐れがある場合、「一刻も早く高台へ逃げる」ことを徹底しています。	(1-2) ○三陸沿岸道路矢本パーキングエリアの隣接地に整備した「道の駅東松島」は高台に立地するため、その利点を生かし利用者や観光客及び住民の一時避難場所及び被災者支援拠点として活用できるように努めます。 (5-3) ○津波警報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難路・避難階段の整備、東松島市地域防災計画を毎年度見直すなど地域防災力の向上に努めます。				

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
脆弱性の評価項目	(3)公園の長寿命化等	
施 策 分 野	4-4	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 4) 良好な住環境の整備
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○公園は、災害発生時の避難場所としても重要な施設であり、今後も都市公園の長寿命化を図るため、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、限られた予算の中で施設の機能保全のための修繕や更新を計画的に行っていきます。		(4-4) ○災害時に避難場所にもなる公園については、四半期ごとの職員による日常点検や、年1回の業者による定期点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図ります。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
脆弱性の評価項目	④地域住民等に対する通信手段の整備	
施 策 分 野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を行っています。		(4-1) ○災害発生時の防災情報を幅広く迅速に伝達するため、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、防災アプリ、ニアラート（災害情報共有システム）などの媒体を活用するとともに、無線システムの維持・充実に努め、更なる情報伝達手段の拡充を図るため、多様な情報伝達手段について、引き続き調査、検討、研究を進めます。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
脆弱性の評価項目	⑤関係機関との連携	
施 策 分 野	5-2	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携
脆弱性の評価項目		
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○東日本大震災規模の災害時には、その業務量、時間的制約等により、本市だけの災害応急対策が困難となります。また、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体及び自衛隊等の関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めています。		(5-2) ○大規模災害時には、迅速かつ的確な応急対策を実施するに当たり、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、国、宮城県を始め、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備と充実を図ります。 (5-2) ○協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行います。 (5-2) ○平時から陸上自衛隊第22即応機動連隊及び航空自衛隊松島基地と連絡調整を密にし、防災関係、非常時を想定した連携について協議を行います。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
脆弱性の評価項目		⑥震災の記録と伝承
施策分野	1-2	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 2) 地域の資源を生かした持続可能な観光の振興
	3-3	3. 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち 3) 文化的継承と振興
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○東日本大震災では、地震及び巨大な津波が甚大な被害をもたらし、多数の死者・行方不明者が発生しました。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、震災復興伝承館において震災時の状況や復旧・復興に向けた取組のパネル展示、記録映像や案内等による情報発信を行っており、震災の教訓を広く市内外に情報発信しています。		(1-2) ○観光事業者及び県内外の各震災伝承施設と連携し、防災や減災、津波に関する学びや備えに関する情報発信を行います。 (3-3) ○東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく後世に伝承していくため、引き続き震災復興伝承館を中心に、記録映像等各種媒体を用いて震災当時の状況と復旧・復興のまちづくりを市内外に伝承していくほか、東松島市青い鯉のぼりまつり、「道の駅東松島」など市外から多くの人々が訪れる場所においても広く情報発信を実施します。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
脆弱性の評価項目		①地域防災力の向上
施策分野	2-4	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 4) 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○市内全域に設立されている自主防災組織の育成・強化を図るため、自主防災組織が自主的に行う訓練の指導や、防災指導員の養成に努めています。		(2-4) (4-1) ○自主防災組織、地域自治組織、地区自治会が連携して災害対応についての周知徹底を図り、市民意識の向上を図ります。
○様々な災害に関して、市民全員が知識や危機管理意識を持つことが重要です。このため、河川管理者等が作成した洪水氾濫の想定図を基に、洪水ハザードマップを策定し、全戸配布を行っています。		(4-1) ○自主防災組織、地域自治組織、地区自治会を通じ、災害リスクの周知に努めます。 (4-1) ○市街地における内水浸水シミュレーションの実施により、内水ハザードマップを作成、公表し、市民へ周知します。

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1－3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
脆弱性の評価項目	②下水道等の整備等	
施 策 分 野	4－4	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 4) 良好的な住環境の整備
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針	
○公共下水道施設（雨水）については、東日本大震災後に新設されました。近年、ゲリラ豪雨（短時間に集中する降雨など）の頻度が増加し、冠水被害の発生確率の上昇が懸念されています。生活に直結する冠水被害の早期の機能回復を図るため、施設の浸水対策の実施や健全度の確保に向け、改築や更新等の長寿命化対策を実施しています。	(4-4) ○下水道等管理施設（雨水、汚水）に求められる信頼性と効率性を確保するためのストックマネジメント計画に基づき、長寿命化と改築更新を進めます。	
○公共下水道施設（汚水）については、供用開始から30年の長期間が経過している施設もあり、一部災害復旧事業により更新した施設もありますが、改築や更新等の長寿命化対策を実施しています。		
○農業集落排水については、供用開始から27年が経過し、一部災害復旧事業により更新された施設もありますが、設備機器を始めとして老朽化が進行してきていることから、災害等による被害の軽減と、早期の機能回復を図るため、施設の健全度の確保、改築や更新等の長寿命化対策を実施しています。		
○漁業集落排水については、東日本大震災後に、復興交付金事業により新たに整備されましたが、災害等による被害の軽減と、早期の機能回復を図るため、施設の健全度の確保に向けて、更新等の長寿命化対策の準備をしています。		

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ					
リスクシナリオ	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生				
脆弱性の評価項目	①土砂災害					
施策分野	2-1	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 1) 子育て環境の充実				
	2-2	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 2) 誰一人取り残さない地域共生社会の実現				
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進				
	5-2	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携				
	5-3	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 3) 利便性の高い行政サービスの提供				
脆弱性評価結果			施策分野と推進方針			
○令和2年4月現在、市内の土砂災害危険箇所は213か所あり、全ての箇所が土砂災害警戒区域に指定されています。土砂災害警戒区域等の指定は、宮城県が行うことから、市民等からの情報の把握を効率的に実施し、指定が必要な場合は速やかに宮城県への情報提供を図っています。			(4-1) ○土砂災害（特別）警戒区域の指定された地区住民に対し、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作製・配布を行い、住民の防災意識向上策を推進します。			
○土砂災害による被害の恐れのある建築物や地区について、その危険性を事前に対象者に周知しています。			(4-1) ○地震に伴うがけ崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じます。 (4-1) (5-2) ○大規模な土砂災害が発生した場合、県と連携し二次災害の防止に努めます。 (4-1) (5-3) ○土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」を活用し、的確な防災情報等の周知に努めます。			
○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく避難訓練等を推進しています。			(2-1) ○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（保育所等）における避難確保計画は全施設で策定したため、今後は計画に沿った避難訓練等の実施を推進します。			

(つづき)

脆弱性評価結果	施策分野と推進方針
	<p>(2-2) ○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（高齢者・障がい者施設等）における避難確保計画は全施設で策定したため、今後は計画に沿った避難訓練等の実施を推進します。</p> <p>(4-1) (5-2) ○宮城県における土砂災害警戒区域等の指定については、復旧・復興事業の進捗状況を踏まえながら、要配慮者利用施設や公共施設等の重点箇所に関連する情報を的確に提供します。</p>

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価項目	①防災教育・予報精度の向上		
施策分野	3-2	3. 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち 2)郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進	
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進	
	5-3	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 3) 利便性の高い行政サービスの提供	
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針	
<p>○暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期かつ適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の高度化を進めるとともに、平時から、それら情報の適切な利活用に関する取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制するために、レアラート（災害情報共有システム）の高度化、SNSなどＩＣＴを活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進しています。</p> <p>○身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、各自主防災組織策定の防災計画の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動を促しています。</p>		<p>(4-1) ○災害発生時の防災情報を幅広く迅速に伝達するため、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、防災アプリ、レアラート（災害情報共有システム）などの媒体を活用するとともに、無線システムの維持・充実に努め、更なる伝達手段の拡充を図るため、多様な伝達手段について、引き続き調査、検討、研究を進めます。</p> <p>(3-2) (4-1) (5-3) ○市民が地域の危険箇所や避難場所などを災害別に事前に把握しておくよう、自主防災組織、地域自治組織及び地区自治会が連携して周知・理解を進めます。</p>	

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
脆弱性の評価項目	①災害時の物流対策		
施 策 分 野	1-3	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 3) 商工業振興・企業誘致と働く場の確保	
	4-5	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 5) 安全で利便性の高い交通環境の充実	
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針	
○東日本大震災では、大量の救援物資の取扱いに混乱をきました。このため、行政、民間事業者等が連携し、救援物資の物流体制を構築し、防災拠点備蓄基地で避難所等への搬送体制を整えています。		<p>(1-3) ○支援物資等を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努めます。</p> <p>(1-3) ○応急生活物資を供給するため、あらかじめ、関係業界と協議して協定を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備します。また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について調整を行います。</p>	
○宮城県、市及び物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築し、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っています。		<p>(1-3) ○スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図ります。</p> <p>(1-3) ○災害において工業団地の立地企業と連携できるよう災害時被災者支援協定締結等を推進し、連携体制の構築を図ります。</p> <p>(4-5) ○物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結し、災害時物資拠点を確保します。</p>	

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
リスクシナリオ	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
脆弱性の評価項目	①災害対応体制整備	
施策分野	5-2	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携
	5-3	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 3) 利便性の高い行政サービスの提供
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、本市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、被災していない地域の機関等と協力体制を整えています。		(5-2) ○国、宮城県及び他の地方公共団体等との広域応援体制の整備と充実を図ります。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進します。 (5-2) ○協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努めます。
○大規模災害から市民の命を守るため、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、備えを行う必要があるとともに、各機関との災害時における連携体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制を整えています。		(5-2) ○平時から陸上自衛隊第22即応機動連隊及び航空自衛隊松島基地と連絡調整を密にし、防災関係、非常時を想定した連携について協議を行います。 (5-3) ○防災訓練を通じて、自衛隊、警察、消防、海保等との災害時の対応確認、課題抽出、連携強化を図ります。また、現地への関係職員の派遣、資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議します。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、災害ごとの対応計画の見直しに努めます。

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
リスクシナリオ	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
脆弱性の評価項目	①帰宅困難者対策	
施 策 分 野	4-2	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 2) 消防・交通安全・防犯体制の強化
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○災害発生時に公共交通機関が運行を停止し帰宅困難者が発生した場合、避難所の一部を帰宅困難者に開放することを想定しています。		(4-2) ○鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を検討します。 (4-2) ○帰宅困難者に避難所の一部を開放する事態も想定し、定期的に避難所の避難状況等を把握し、ニーズに応じた対応に努めます。

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
リスクシナリオ	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
脆弱性の評価項目		①保健医療
施策分野	2-3	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 3) 健康づくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
<p>○東日本大震災では、市内の多くの医療機関が津波被害を受けており、現在も津波浸水区域内に医療機関があることから、災害時の医療供給体制を確保するため、市内医療機関と連携し、緊急時における協力体制を構築しています。</p> <p>○災害時の負傷者等に対応するため、臨時救護所の設置について検討し、負傷者への速やかな救護や医薬品等の早期確保を行うための体制を構築しています。</p>		<p>(2-3) ○地元の医療機関の稼働状況を把握し、必要に応じて医療救護所の設置を行います。運営に当たっては、医師会、薬剤師会等に対し協力を求めるものとします。</p> <p>(2-3) ○平時から、「石巻地域災害保健医療連絡会議」や「石巻赤十字病院大規模地震災害実働訓練」への参画を通じ、災害時に医療救護活動と保健衛生活動を効果的に連動し活動できるようにします。</p> <p>(2-3) ○避難所の設置箇所数や避難者数、避難を要する期間等を考慮し、避難所への巡回診療等保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p>(2-3) ○災害時やその後の心身の健康に関する健康相談窓口を設置します。</p> <p>(2-3) ○「災害時の医療救護活動に関する協定書」や「東松島市医師団大規模災害医療救護活動マニュアル」の見直しを行い、医療機関との連携体制を強化します。</p> <p>(2-3) ○「保健師・栄養士の保健活動マニュアル」の見直しを行い、研修や訓練の実施を平時から取り組むものとします。</p>

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
リスクシナリオ	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
脆弱性の評価項目	①衛生対策	
施 策 分 野	2-3	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 3) 健康づくりの推進
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
	5-1	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 1) 効率的で持続可能な行財政運営
	5-2	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○大規模な災害が発生すると、多数の被災者が避難所に避難します。その場合、生活環境は少なからず悪化し、被災者の感染症などに対する抵抗力も低下することがあり、感染症などに罹患するリスクが自宅等での生活よりも高くなります。		(2-3) ○国及び県の感染症対策の計画改定に併せ本市の新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行い、訓練等に平時から取組むものとします。 (4-1) ○災害時において、感染症予防のためアセスメント及び健康調査並びに保健指導を行い、感染症の発生状況及び把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒、手洗い等の感染症発生予防のための指導を行います。 (4-1) ○感染症発生時には、健康調査、保健指導を実施し、感染拡大の防止に努めるとともに、有症状者については、経時的変化の観察を行います。また、集団発生時には、速やかに保健所に連絡するとともに、保健所の指導のもと的確な対処に努めます。 (4-1) ○食中毒の発生予防のため、避難所等における食品等の保管状況や食品の取扱い及び炊き出しの状況を把握し、適切な指導を行います。 (4-1) ○避難所での食中毒発生時には、必要な保健指導を行い被害の拡大防止に努め、集団発生時には速やかに保健所に連絡するとともに保健所の指導のもと的確な対処に努めます。
○感染症発生予防のため、平時から定期予防接種の推進や健康状態を維持しています。		(4-1) ○平時から、感染症のまん延防止として、予防接種の実施について周知します。

(つづき)

脆弱性評価結果	施策分野と推進方針
○避難所における感染症のまん延防止を図るため、過密状態を避けたレイアウトや有症者等の専用スペースを確保するための感染症対策資機材の維持更新に努めています。	(4-1) ○避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒、手洗い等により感染症の発生を予防します。 (5-2) ○感染症対策薬剤等の調達が困難な場合は、宮城県や関係団体に協力を要請します。
○東日本大震災規模の大規模災害により被災した場合、平時の火葬場の火葬能力を超える遺体火葬への対応が求められることとなり、本市だけでの対応が困難となることから、被災していない自治体の協力体制の構築や一時的な仮埋葬地の確保を検討しています。	(5-2) ○県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を進めます。
○東日本大震災の教訓として、地震によるもののほか、津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、災害廃棄物置き場付近の環境衛生対策を推進しています。	(5-1) ○災害時において、津波汚泥の堆積や災害廃棄物等から発生する悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意します。 (5-1) ○防災意識の低下や災害教訓の風化を防ぐため、災害廃棄物処理の研修等を実施します。

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
リスクシナリオ	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
脆弱性の評価項目	①避難所の運営、被災者の生活環境	
施 策 分 野	2-3	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 3) 健康づくりの推進
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
	4-2	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 2) 消防・交通安全・防犯体制の強化
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
<p>○大規模な災害が発生すると、多数の被災者が避難所に避難します。その場合、生活環境は少なからず悪化し、被災者の感染症などに対する抵抗力も低下することがあり、感染症に罹患するリスクが自宅等での生活よりも高くなります。</p> <p>○新型インフルエンザ等感染症などの感染症まん延時に災害が発生した場合、感染対策を講じた上で、災害医療活動を行います。また、避難所を開設する場合は、感染拡大の防止をしています。</p> <p>○避難所では、高齢者、乳幼児を抱える世帯や障がい者など、様々な状況の避難者が集団生活を送ることになることから、多様な視点に配慮した避難所運営を行っています。</p> <p>○主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、被害時のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害するがないよう、保健所をはじめ、医療関係者、NPO及び地域住民等と連携して、中長期的なケアや健康管理を行う体制を構築しています。</p>		(4-1) ○新型インフルエンザ等感染症まん延時に災害が発生し、避難所を開設する場合は、感染拡大を防止するための対策を徹底します。
		(4-1) ○避難所施設の区画の工夫や、授乳室の設置、高齢者に配慮した部屋の割り当てなど、多角的な視点での運営が行われるよう、事前に、自主防災組織、地域自治組織、地区自治会が連携し、防災訓練を実施します。
		(2-3) ○劣悪な避難生活環境下において、地域の中で孤立せず、地域とのつながりや自分の居場所づくり等、こころの健康に関する適切な支援を行います。
		(4-2) ○避難所における保健・医療・福祉ニーズを経時に収集し、分析します。避難所において、配慮を要する要配慮者（医学的ケアを要する者、要介護者、障がい児・者、妊婦、乳幼児、外国人等）を把握し、適切な支援を行います。
		(4-2) ○避難所の設置箇所数や避難者数、避難を要する期間等を考慮し、避難所への巡回診療等

(つづき)

脆弱性評価結果	施策分野と推進方針
	<p>保健医療活動チームの派遣要請を行います。医療機関や薬局の被災状況及び稼働状況、患者受け入れ情報について収集し、避難所や市民からの問い合わせに対応できるよう災害対策本部や関係部署と情報共有するとともに、受診可能な医療機関や薬局等の情報を市民に広報します。</p> <p>(4-2) ○災害時やその後の心身の健康に関する健康相談窓口を設置します。</p> <p>(4-2) ○「災害時の医療救護活動に関する協定書」や「東松島市医師団大規模災害医療救護活動マニュアル」の見直しを行い、医療機関との連携体制を強化します。</p> <p>(4-2) ○「保健師・栄養士の保健活動マニュアル」の見直しを行い、平時から研修や訓練に取り組みます。</p>

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能を確保する		
リスクシナリオ	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性の評価項目	①業務継続性の確保		
施策分野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進	
	4-3	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 3) 快適で美しい自然環境の形成と保全	
	5-1	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 1) 効率的で持続可能な行財政運営	
	5-2	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携	
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針		
○大規模自然災害が発生した場合を想定し、早期の業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめたBCP（業務継続計画）について継続的な改善を図るほか、防災訓練等との連携・協調による訓練の実施を検討します。	<p>(5-1) ○地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図ります。</p> <p>(5-1) ○BCP（業務継続計画）の定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続の実効性を高めます。</p> <p>(5-2) ○複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）に努めます。</p> <p>(5-2) ○業務継続性を確保するため通信業界と連携した人材の確保や、データのクラウド化などのデータ保管に万全を期します。</p>		
○東日本大震災では、公共施設の非常用発電機が作動したものの、連続運転可能時間が短く、復電前に発電機が使用不能となる可能性があります。また、水害により受変電設備や非常用発電機等が浸水する公共施設について、水害時にも稼働できる設備改修を検討します。	<p>(4-1) ○商用電源の供給停止に備えて非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めます。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努めます。</p> <p>(4-1) ○受変電設備や非常用発電機等が浸水する可能性のある施設について、水害時にも活動が可能となるよう設備のかさ上げ等の改修を行います。</p>		

(つづき)

脆弱性評価結果	施策分野と推進方針
<p>○大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、本市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、被災していない地域の機関等と協力体制を整えています。</p>	<p>(4-3) ○大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進します。</p> <p>(5-2) ○大規模災害時には、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、受援計画の策定とともに、国及び宮城県等他の地方公共団体等との広域応援体制の整備と充実を図ります。</p> <p>(5-2) ○協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行います。</p> <p>(5-2) ○平時から陸上自衛隊第22即応機動連隊及び航空自衛隊松島基地と連絡調整を密にし、防災関係、非常時を想定した連携に努めます。</p> <p>(5-2) ○防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進します。</p>
<p>○大規模災害から市民の命を守るため、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、備えを行う必要があるため、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制を想定しています。</p>	<p>(5-2) ○様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めます。また、発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。</p>

事前に備えるべき目標		4 必要不可欠な情報通信機能を確保する
リスクシナリオ	4-1	デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
脆弱性の評価項目		①情報通信体制の整備
施 策 分 野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用しています。		(4-1) ○災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努めます。 (4-1) ○宮城県総合防災情報システム（MIRD）を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、必要な情報の迅速な伝達に努めます。
○携帯電話の基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより災害に強い通信インフラの再構築が求められています。		(4-1) ○災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、レアラート（災害情報共有システム）等のメディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、データ放送、SNS等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用を図るため通信会社との連携を強め、災害時における多様な通信連絡手段・体制の整備・充実に努めます。 (4-1) ○災害時の電源供給手段の確保として、非常用発電機の定期的なメンテナンスに努めます。また、外部給電可能車両の導入や、災害時に借用できるよう、自動車等関連事業者との協力協定を進めます。

事前に備えるべき目標		5 経済活動を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
脆弱性の評価項目		①市内企業のBCP（業務継続計画）策定促進
施 策 分 野	1-3	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 3) 商工業振興・企業誘致と働く場の確保
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○大規模災害等の発生時にサプライチェーンの寸断を最小限にとどめ、企業活動の停滞を防ぎます。		(1-3) ○商工会や金融機関等と連携しながら企業のBCP（業務継続計画）策定支援のため、国や宮城県の動向を注視し情報収集に努めます。

事前に備えるべき目標		5 経済活動を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
脆弱性の評価項目		①産業施設の防災対策
施 策 分 野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○東日本大震災により甚大な被害を受けた大曲浜地区に、防潮堤の整備や造成基盤をかさ上げした産業団地を整備しました。東日本大震災規模の津波災害が夜間に発生した場合、暗闇での避難となり、速やかな内地や高い場所等への避難誘導を行います。		(4-1) ○東日本大震災規模の災害が夜間に発生した場合、初期行動の遅延、避難方向や経路の認識困難により避難に遅れが生じないよう、独立して電源を確保する避難誘導灯の整備・維持により防災・減災機能を強化します。

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
脆弱性の評価項目	①交通基盤の維持等	
施 策 分 野	4-5	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 5) 安全で利便性の高い交通環境の充実
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針	
○東日本大震災時の三陸沿岸道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されました。本市域の区間は4車線化によりその機能が強化されており、物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークが整備されています。	<p>(4-5) ○三陸沿岸道路や主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、交通安全施設の整備を推進します。また、広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図ります。</p> <p>(4-5) ○基幹的な交通ネットワークの機能の整備や維持をするために、災害時に緊急輸送道路となる道路の整備や橋梁の耐震対策・維持修繕等を計画的に進めます。災害時に道路利用者に及ぼす影響のある幹線道路や生活道路については計画的な点検及び修繕を着実に推進し、三陸沿岸道路矢本パーキングエリアの隣接地に整備した「道の駅東松島」に備蓄品を保管し、利用者や観光客及び住民の一時避難場所として活用できるように努めます。</p> <p>(4-5) ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協力体制を維持するとともに、道路啓開等を迅速に行うため、平時から道路管理者相互の連携の強化を図ります。</p>	
○東日本大震災において、津波等の浸水被害により道路の通行が困難となったことに伴い、重要な交通インフラの維持、修繕、更新等のストックマネジメントの重要性が高まっていることから、災害時でも基幹的交通ネットワークの機能を維持するために、緊急輸送道路（災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要な路線）となる道路の整備や、橋梁の耐震対策及び維持修繕等を進めます。	<p>(4-5) ○緊急輸送道路については、国及び宮城県と連携しながら、平時の道路管理をはじめ、道路の新設改良、橋梁の耐震対策・道路の維持補修を推進します。</p> <p>(4-5) ○多様な移動経路や移動手段を確保するため、JR矢本駅南北連絡通路の整備を推進するほか、JR仙石線の踏切について、ハード、ソフト両面での緊急時対策を検証し、緊急時の安全な通行の確保を図ります。</p>	

事前に備えるべき目標		5 経済活動を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	5-4	食料等の安定供給の停滞
脆弱性の評価項目		①BCP（業務継続計画）の策定
施 策 分 野	1-1	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 1) 基幹産業としての農林水産業の活性化
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○大規模災害時においても円滑な食料等の供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCP（業務継続計画）の策定を促進します。		(1-1) ○大規模災害時においても円滑な食料等の供給を維持するため、事業者によるBCP（業務継続計画）の策定を促進するとともに、農林水産事業者や販売店等との連携を強めます。

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-4	食料等の安定供給の停滞
脆弱性の評価項目	②基盤施設の充実	
施 策 分 野	1-1	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 1) 基幹産業としての農林水産業の活性化
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針	
○農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道橋等の保全対策、漁港施設整備等総合的な防災・減災対策を推進します。	<p>(1-1) ○老朽化が進行している防災重点ため池等農業水利施設については、施設管理者と連携しながら施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態の維持に努めます。農地整備事業等によって水田等の生産基盤を整備し、地域としての労働・土地生産性の向上や耕作放棄地の拡大防止を図ります。</p> <p>(1-1) ○防波堤及び岸壁が損傷すると漁船の安全な係留や水揚げ機能に支障をきたし、水産物の安定供給に多大な影響を及ぼすことから、漁港施設の定期的な機能診断及び継続的な施設監視を行い、適時・適切な機能保全対策を図り、防災・減災対策に努めます。また、海上の養殖施設について、耐波性向上を図るなど災害に強い養殖施設等の導入を推進します。</p>	

事前に備えるべき目標		6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
リスクシナリオ	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	
脆弱性の評価項目	①エネルギー関連施設の耐震化等		
施策分野	1-3	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 3) 商工業振興・企業誘致と働く場の確保	
	5-2	5. 持続可能な財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携	
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針	
○東日本大震災時の燃料不足の教訓を踏まえ、災害時に実効性の高い燃料確保の取組を行うため、国及び関連業界団体と連携した燃料供給体制を構築します。		(1-3) ○東日本大震災時の燃料不足の教訓を踏まえ、生産供給体制が早期復旧できるよう関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努めます。	
○ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため、浸水防止対策、代替施設の確保及び系統のマルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ります。		(5-2) ○災害発生時に市内に所在する重要施設（災害拠点病院）に対する燃料供給について、宮城県と石油連盟が締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合に、速やかに対応できるよう、平時からの設備情報等の共有に努めます。	

事前に備えるべき目標		6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
脆弱性の評価項目	①上下水道の耐震化等	
施 策 分 野	4-4	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 4) 良好的な住環境の整備
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
<p>○公共下水道施設（汚水）については、供用開始から30年の長期間が経過している施設もあり、一部災害復旧事業により更新した施設もありますが、改築や更新等の長寿命化対策を行っています。</p> <p>○農業集落排水については、供用開始から27年が経過し、一部災害復旧事業により更新された施設もありますが、設備機器を始めとして老朽化が進行してきていることから、災害等による被害の軽減と、早期の機能回復を図るために、施設の健全度の確保、改築や更新等の長寿命化対策を行っています。</p> <p>○漁業集落排水については、東日本大震災後に、復興交付金事業により新たに整備されましたが、災害等による被害の軽減と、早期の機能回復を図るために、施設の健全度の確保に向けて更新等の長寿命化対策への準備を行っています。</p> <p>○指定避難所における上下水道施設が断水等により使用できなくなる可能性があり、生活や健康に影響を及ぼします。</p>		<p>(4-4) ○災害時でも安定的な供給ができるよう、送水施設や基幹土木施設等の耐震化・耐水化を進めるとともに、施設の長寿命化を図りながら計画的な更新を進めます。</p> <p>(4-4) ○下水処理施設は、電気設備等の施設配置や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるような対策を講じます。また、流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の改築更新時期等と併せて、耐震化や耐水化を含めた浸水対策、溢水対策を実施します。</p> <p>(4-4) ○農業・漁業集落排水については、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講じ、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。</p> <p>(4-4) ○指定避難所（地域避難所）にマンホールトイレを整備し、良好な生活環境、衛生環境を保ちます。</p>

事前に備えるべき目標		6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
リスクシナリオ	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	
脆弱性の評価項目	①交通基盤の維持等		
施 策 分 野	4-5	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 5) 安全で利便性の高い交通環境の充実	
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針	
<p>○東日本大震災時の三陸沿岸道路や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されました。本市域の区間は4車線化によりその機能が強化されており、物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、アクセス道路等の交通ネットワークの整備を進めます。</p> <p>○高盛土道路や避難道路の整備は計画的に進めており、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築等が進みつつありますが、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、今後も重要な交通インフラの整備を進めます。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっています。</p> <p>○東日本大震災の際は、交通量の多い国道と鉄道は沿岸部から内陸部への避難が困難になりました。そのため、地域の面的な公共交通ネットワークの再構築や円滑な南北の連絡対策の推進、緊急輸送道路となる道路の整備や橋梁の耐震対策・維持修繕など、まちづくりと交通施策の連携を図ります。</p>		<p>(4-5) ○三陸沿岸道路や主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、交通安全施設の整備を推進します。また、広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図ります。</p> <p>(4-5) ○緊急輸送道路については、国及び宮城県と連携しながら、平時の道路管理をはじめ、道路の新設改良、橋梁の耐震対策・道路の維持補修を推進します。</p> <p>(4-5) ○基幹的な交通ネットワークの機能の整備や維持をするために、災害時に緊急輸送道路となる道路の整備や橋梁の耐震対策・維持修繕等を計画的に進めます。災害時に道路利用者に及ぼす影響のある幹線道路や生活道路については、計画的な点検及び修繕を着実に推進します。</p> <p>(4-5) ○多様な移動経路や移動手段を確保するため、JR矢本駅南北連絡通路の整備を推進するほか、JR仙石線の踏切について、ハード、ソフト両面での緊急時対策を検証し、緊急時の安全な通行の確保を図ります。</p> <p>(4-5) ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協力体制を維持するとともに、道路啓開等を迅速に行うため、平時から道路管理者相互の連携の強化を図ります。</p>	

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
脆弱性の評価項目	①砂防・治山・河川管理	
施策分野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○河川管理施設については、沿岸域の整備のみならず、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による津波対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する河川の効率的かつ効果的なハード整備を国に要望しています。	(4-1) ○市域の多くは平地が広がる地形であることから、基本的には津波を第1線で防御する海岸防潮堤と第2線、第3線となる防災盛土や高盛土構造の道路による多重防衛により津波被害からの減災対策を行っています。また、大雨等による冠水被害や鳴瀬川などの河川沿いの洪水被害のリスクが高い地域においては、国にハード整備を働きかけるなど総合的な治水対策により、住宅地区や農業・商工業などの産業基盤の防御を図ります。	
○東日本大震災のような最大クラスの津波には、住民の生命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防衛」の考え方で減災を図っています。	(4-1) ○現況調査、施設の健全度、排水能力の評価を実施し、冠水発生の原因究明、改善策について検討します。	
○大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されています。農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても早急に機能回復を図ります。	(4-1) ○大雨が予想される際は、あらかじめため池の水位を下げるなど、一層の災害防止を図ります。	
○ため池については、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の詳細調査を反映した防災重点ため池のハザードマップに基づいた対策を実施しています。	(4-1) ○防災重点ため池のハザードマップを作成、公表しました。浸水区域や避難所等を市民へ周知を図ります。	

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
脆弱性の評価項目	①有害物質対策	
施 策 分 野	4-3	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 3) 快適で美しい自然環境の形成と保全
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○大気環境は、現在環境基準を達成しており、引き続き監視等に努めています。	(4-3) ○大気や公共用水域の水質の常時監視を継続して実施します。また、災害発生時には常時監視に加え、被災地域の大気環境の把握や災害廃棄物仮置場周辺の監視に努め、環境の保全を図ります。	

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
脆弱性の評価項目	①農地・森林等の荒廃対策	
施策分野	1-1	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 1) 基幹産業としての農林水産業の活性化
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
<p>○耕作放棄地は拡大傾向にあり、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化等による人手不足、野生生物による農作物被害、耕作放棄地の増大に伴う生態系への影響等、様々な変化が顕在化してきています。</p> <p>○森林所有者の森林経営意欲の低下に対応するため、市民や企業等による多様な森林の整備、保全活動の促進、新規参入者の確保及び森林整備を担う事業体等の育成を図っています。</p>		<p>(1-1) ○農地整備事業等による生産基盤を整備し、労働・土地生産性の向上や耕作放棄地の拡大防止を図ります。また、適切な鳥獣害対策を支援します。</p> <p>(1-1) ○自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導を図り、生態系ネットワークを維持するとともに、森林の荒廃を抑止し土砂災害等による自然環境の悪化を防止します。さらに、関係する地元森林組合等、関係事業体の育成を図ります。</p>

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
リスクシナリオ	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性の評価項目	①災害廃棄物等への対応	
施策分野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針	
○市内で排出される一般廃棄物は増加し、一方でリサイクル率は横ばい傾向であることから、災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進が求められます。また、東日本大震災時の災害廃棄物処理においては、いわゆる「東松島方式」と呼ばれる分別処理を行いました。	(4-1) ○持続可能な循環型社会の実現に向け、3R (Reduce: 減らす、Reuse: 繰り返し使う、Recycle: 再資源化する) 及び廃棄物の適正処理の推進に努めます。災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画を策定し、処理施設のリスト化や仮置場候補地の選定、広域調整の体制整備に努めます。これらについて、東日本大震災時の本市の対応を生かしていきます。	

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価項目	①復旧・復興を担う人材の確保と育成		
施策分野	2-2	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 2) 誰一人取り残さない地域共生社会の実現	
	5-2	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 2) 国・宮城県及び多様な主体との連携	
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針		
○災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定を支援しています。	(2-2) ○平時から自主防災組織及び民生委員等と連携し、災害時に支援が必要な市民を把握するよう、災害時避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定に努めます。		
○速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行っています。	(2-2) ○災害時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平時から社会福祉協議会と協働し、ボランティアコーディネーターを養成し、ボランティア受け入れ拠点の立ち上げ訓練を行います。		
○大規模災害からの復旧・復興のためには全国からの職員派遣が不可欠なことが東日本大震災で明確になりました。国及び宮城県による支援に加え、災害協定をはじめ、様々な形での他の自治体との連携を図ります。	(5-2) ○災害対応が困難と判断した時は、「被災市町村応援確保システム」及び受援計画に基づき、躊躇なく応援職員の派遣要請を行います。また、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れます。		

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
リスクシナリオ	8-3	被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
脆弱性の評価項目	①自助・共助の取組の推進	
施策分野	1-4	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 4) 移住・定住の促進
	2-2	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 2) 誰一人取り残さない地域共生社会の実現
	2-3	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 3) 健康づくりの推進
	2-4	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 4) 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進
	3-1	3. 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち 1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力保障と成長保障
	3-2	3. 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち 2) 郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進
	3-4	3. 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち 4) スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興
	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針	
○高齢者等の命を守るためにには、日常から地域での見守りなどを通じて把握しておくことが重要であり、自主防災組織、地域自治組織及び地区自治会の連携が不可欠となっています。	(2-2) (2-4) (4-1) ○「自らの身の安全は自らが守る」の観点から、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進します。また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保や、市民力の向上を図ります。	
○児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加しています。地域住民は、自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要となっています。	(2-2) (2-3) (3-4) ○保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行います。	

(つづき)

脆弱性評価結果	施策分野と推進方針
<p>○災害発生時においては、高齢者、障がい者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。また、避難所運営においては、多様な視点に配慮しています。</p>	<p>(2-4) (4-1) ○男女共同参画の視点も踏まえた防災意識の啓発とリーダーの養成を行います。</p> <p>(2-2) (2-4) (4-1) ○避難所施設の区画の工夫や、授乳室の設置、高齢者等に配慮した部屋の割り当てなど、多角的な視点での運営が行われるよう、事前に、自主防災組織、地域自治組織、地区自治会が連携し、防災訓練などの機会を通じてシミュレーションを実施します。</p>
<p>○新しい地域コミュニティの早期構築には、柔軟な市民力が欠かせないことから、日頃から地域活動などを通じ市民力の向上を図ります。</p>	<p>(2-4) (3-2) ○新しい地域コミュニティが必要となった場合、その形成のために交流の場づくりを行い、従来のコミュニティで蓄積したノウハウを生かせるよう、自主防災組織、地域自治組織等が、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成を行うとともに、ボランティアやNPO活動を推進します。</p>
<p>○外国人が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での「共助」の一員となることが望まれています。外国人は、在留資格や文化的背景の違いなどから問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり摩擦が生じることがあります。</p>	<p>(1-4) (3-1) ○多文化共生社会形成の視点から外国人市民とともに取り組む地域づくりを推進し、生活の壁の解消に向けて外国人市民の自立と社会活動参加を促進します。</p>

事前に備えるべき目標		8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	8-3	被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
脆弱性の評価項目		②基礎データの整備
施 策 分 野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○東日本大震災の復旧・復興に際し構築した被災者支援システム等について、同じような災害が、発生した場合の取組改善に努めています。		(4-1) ○東日本大震災から導入した数多くの被災者対応系システム及び被災者生活再建支援のための「被災者総合支援システム」について、今後の運用の在り方について整理が必要であるとともに、今後の大規模災害に備えた「総合的な被災者支援システム」の導入検討を行います。また、災害発生直後に必要となる「り災証明管理」や「り災調査記録管理」の機能を有するシステムの整備検討を行います。

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
リスクシナリオ	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
脆弱性の評価項目	①文化財等の保全		
施策分野	2-4	2. 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち 4) 市民誰もが活躍できるまちづくりの推進	
	3-3	3. 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち 3) 文化的継承と振興	
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針		
○これまで文化財を守ってきた地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財について、その重要性や意義を広く理解してもらうことで、地域での文化財保護や継承がされるよう、平時から啓発活動に努めています。	(3-3) ○文化財所有者・管理者による適切な日常的管理を徹底するとともに、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等を促進します。		
○指定史跡地内的一部には災害による浸水被害が発生した場所もあり、次世代へ継承するためにその復旧や保存活用に係る整備を進めます。	(3-3) ○地域に残された歴史的遺産である史跡等の文化財の保存と活用に努めます。		
○地域コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、平時から地域での共同活動等を仕掛けていく等により、コミュニティの活力を保ちます。	(2-4) ○新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うため、地域住民等が自発的・主体的に取り組む活動を支援するとともに、ボランティアやNPO団体の活動を推進し、そのノウハウを活用して多様な被災者ニーズに対応します。		

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
リスクシナリオ	8-5	事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
脆弱性の評価項目	①基礎データの整備				
施策分野	4-1	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 1) 災害に強いまちづくりの推進			
	4-4	4. 災害に強く安全で快適で美しいまち 4) 良好な住環境の整備			
	5-1	5. 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち 1) 効率的で持続可能な行財政運営			
脆弱性評価結果	施策分野と推進方針				
○東日本大震災の復旧・復興に際しては、国土地理院の支援もあり、地形図や現況航空写真の提供を受け、災害後の円滑かつ迅速な復旧・復興につながりました。また、地理空間情報（G I S）や自然災害と地形の関係を表したデータの活用が不可欠なことから、専門的な知識を有する人材の確保やデータの保管に努めます。	(4-1) ○都市計画、施設管理など様々な業務において活用する地理空間情報を一元的に扱う「統合型G I S」の機能拡張・拡充を進めるとともに、通信業界と連携した人材の確保や、データのクラウド化などのデータ保管に万全を期します。				
○東日本大震災規模の災害発生後には、仮設施設及び事業用地等を迅速に確保するため、公共用地や隣接のインフラ環境等について、データ整備を行うとともに、用地面積等を考慮した活用や用途について検討します。	(4-4) (5-1) ○地震被害により多くの市民が自宅を失うことがないよう、住宅の耐震化や、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討します。				

事前に備えるべき目標		8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	8-6	生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響
脆弱性の評価項目		①被災者（産業）支援策
施 策 分 野	1-3	1. 産業と活力のある住みたくなるまち 3) 商工業振興・企業誘致と働く場の確保
脆弱性評価結果		施策分野と推進方針
○大規模災害の発生後に、市内企業の倒産や一斉解雇が起こった場合、本市経済への甚大な影響が懸念されます。		(1-3) ○大規模災害発生時における倒産や一斉解雇のリスクを低下させるため、平時から、ハローワーク、金融機関、商工会等との情報交換を密にし、即効性の高い支援等を展開できるよう連携を図ります。

8 施策分野別指標

本市の国土強靭化に向けた施策分野別の事業の実施により、目標年次に達成する指標を次のとおり設定します。

施策分野	施策分野別指標	現況値	目標値 (令和12年度)	担当課	備考
(1) 産業と活力のある住みたくなるまち	○耕地の有効利用や食料自給率を表す農業総生産額の増加	35.6億円 (令和5年)	40億円	農林水産課	
	○港湾の適正利用を表す水産業総生産額の増加	35.4億円 (令和6年)	40億円	農林水産課	
	○市内企業の防災力を高める新規雇用者数の増加	47人 (過去5年の平均)	240人増加	商工観光課	
	○総合防災訓練の実施等を背景とした観光客入込数の増加	125.4万人 (令和6年)	200万人	商工観光課	
	○企業BCP(業務継続計画)の策定等による観光客宿泊数の増加	10.2万人 (令和6年)	14万人	商工観光課	
	○各種防災対策の実施等による本市への転入者数の増加	△600人 (令和3~6年度)	△300人	市民生活課	
(2) 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち	○災害時に備え、日常生活動作の自立活動支援による健康寿命期間の延伸	健康寿命 男性 78.93歳 女性 83.93歳 平均寿命 男性 80.03歳 女性 86.73歳 (令和4年) 令和6年度公表	平均寿命の延びを上回る健康寿命の伸び (平成10年) 令和12年度公表	健康推進課	
	○地域災害医療支部における活動支援による特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の増加	特定健康診査受診率：46.5% 特定保健指導実施率：21.4% (令和6年度)	特定健康診査受診率：53.5% 特定保健指導実施率：30%	健康推進課	
	○合計特殊出生率	1.06 (令和6年)	1.40	子育て支援課	
(3) 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	○児童・生徒が思いやりを持って活動している割合	小学校 84% 中学校 84%	小学校 89% 中学校 89%	教育総務課	
	○出前講座派遣回数及び参加者数の増加	145回 3,528人 (令和6年度)	150回 3,600人	生涯学習課	
	○多様な地域を高める図書の年間貸出冊数の増加	151,651冊 (令和5年度)	160,000冊	生涯学習課	
	○被災時の文化財への対処方針などの関連セミナー、企画展参加者数の増加	405人 (令和6年度)	500人	生涯学習課	

(つづき)

施策分野	施策分野別指標	現況値	目標値 (令和12年度)	担当課	備考
(4) 災害に強く安全 で快適で美しい まち	○市総合防災訓練参加割合の増 加	25% (令和6年度)	30%	防災課	
	○防災意識の普及啓発に伴う家 庭内防災用備蓄割合の増加	78.3% (令和5年度)	80%	防災課	
	○一般廃棄物のリサイクル率の 増加	16.9%	19%	市民生活課	
	○騒音、水質、大気などの生活環 境の環境基準の達成率の増加	67.9%	80%	市民生活課	
	○再生可能エネルギー設備の設 置導入量	71,658kW (令和5年度)	80,000kW	SDGs・脱炭素 社会推進課	
	○広域防災拠点などの機能を有 する都市公園面積	12.0 m ² /人 (令和6年度)	10 m ² 以上/人	建設課 都市整 備課	
	○衛生的な生活を支える下水道 と合併処理浄化槽を合わせた 生活排水の水洗化率の増加	89.4% (令和6年度)	90.0%	都市整 備課	
	○避難や復旧活動を担う市道改 良整備率の増加	74.9% (令和6年)	75.9%	建設課 都市整 備課	
(5) 持続可能な行財 政運営が図られ 市民から信頼さ れるまち	○財政の弾力性を示す実質公債 費率の割合	8.6% (令和6年度)	8.1%以下	財政課	
	○市税の収納率	98.5% (令和2~6年度 の現年度分の 平均値)	98%	税務課	
	○市民ニーズに対応した情報公 開や公聴に関する満足度の向 上(市民アンケート調査結果)	52.5% (令和6年度)	60%	総務課	
	○多言語化など、市民窓口に關 する満足度の向上(窓口利用者アン ケート調査結果)	85.5% (令和6年度)	90%	市民生活課	

■リスクシナリオと施策分野ごとの推進方針の対応表

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性の評価項目	東松島市国土強靭化計画の施策分野																			
		(1)産業と活力のある住みたくなるまち				(2)子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち				(3)次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち				(4)災害に強く安全で快適で美しいまち				(5)持続可能な行政財運営が図られ市民から信頼されるまち			
1)基幹産業としての農林水産業の活性化	2)地域の資源を生かした持続可能な観光の振興	3)商工業振興・企業誘致と働く場の確保	4)移住・定住の促進	1)子育て環境の充実	2)誰一人取り残さない地域共生社会の実現	3)健康づくりの推進	4)市民誰もが活躍できるまちづくりの推進	1)子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力保障と成長保障	2)郷土を愛する心の育成と生涯学習の推進	3)文化の継承と振興	4)スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興	1)災害に強いまちづくりの推進	2)消防・交通安全・防犯体制の強化	3)快適で美しい自然環境の整備	4)良好な住環境の保全	5)安全で利便性の高い公共交通環境の充実	1)効率的で持続可能な行政運営	2)国・宮城県及び多様な主体との連携	3)利便性の高い行政サービスの提供		
1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	① 住宅・建築物の耐震化																○				○
	② 多数の者が利用する建築物の耐震化等								○								○				
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生	① 災害に強い減災・防災のまちづくりの充実			○					○								○	○	○	○	
	② 減災対策の推進		○						○								○	○			○
	③ 公園の長寿命化等																		○		
	④ 地域住民等に対する通信手段の整備																○				
	⑤ 関係機関との連携																				○
	⑥ 震災の記録と伝承		○													○					
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生	① 地域防災力の向上								○								○				
	② 下水道等の整備等																	○			
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	① 土砂災害							○	○								○				○
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	① 防災教育・予報精度の向上												○				○				○
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	① 災害時の物流対策			○																○	
2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	① 災害対応体制整備																				○
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	① 帰宅困難者対策																	○			
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	① 保健医療											○									
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	① 衛生対策									○							○				○
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	① 避難所の運営、被災者の生活環境									○							○	○			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	① 業務継続性の確保																○	○	○	○	○
4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大	① 情報通信体制の整備																○				
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下	① 市内企業のBCP(業務継続計画)策定促進			○																	
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	① 産業施設の防災対策																○				
5-3 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止	① 交通基盤の維持等																			○	
5-4 食料等の安定供給の停滞	① BCP(業務継続計画)の策定	○																			
	② 基盤施設の充実	○																			
6-1 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	① エネルギー関連施設の耐震化等			○																	○
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	① 上下水道の耐震化等																		○		
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	① 交通基盤の維持等																			○	
7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	① 砂防・治山・河川管理																○				
7-2 有害物質の大規模拡散・流出	① 有害物質対策																		○		
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	① 農地・森林等の荒廃対策	○																			
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 災害廃棄物等への対応																○				
8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 復旧・復興を担う人材の確保と育成								○												○
8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態	① 自助・共助の取組の推進							○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	② 基礎データの整備																○				
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	① 文化財等の保全									○					○						
8-5 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	① 基礎データの整備							○								○	○	○	○	○	
8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響	① 被災者(産業)支援策						○														

第3章 国土強靭化の推進に向けて

1 計画の進行管理の考え方

本計画を推進するためには、それぞれの取組を着実に実施するだけではなく、評価・検証し、必要に応じて計画を見直すことが必要なことから、取組状況の確認などの進行管理を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 国土強靭化を推進するための具体的な個別事業

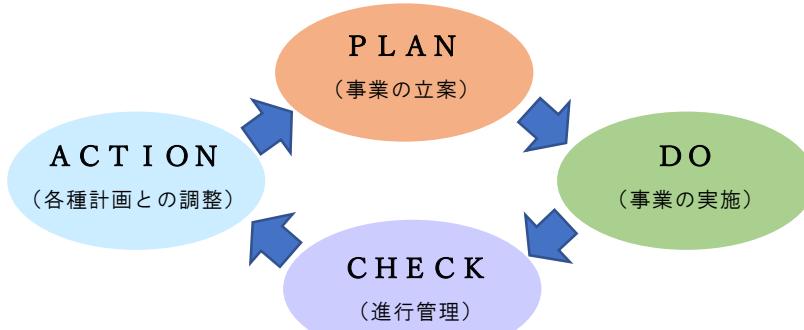
国土強靭化施策を推進するため、計画的に施策分野関連事業を実施します。

なお、事業の進捗管理は、市総合計画の実施計画と合わせて毎年ローリング形式で実施することから、個別の事業名等については、別に定めます。

3 P D C A サイクルの確立

本計画に基づく施策・事業を計画的かつ効率的に推進するため、P D C A サイクルに従って計画の進行管理を継続的に行います。

また、今後の社会経済情勢等の変化や、災害による新たな課題・取組等が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4 関係機関との連携

本計画における取組は、まちづくり、防災、教育、福祉、情報等の様々な事業が関連することから、平時から国、県等の各関係機関との関係性の構築を図ります。

5 市民・企業との協働

本市が国・県等と連携して行う公助だけでは、災害発生時の様々なニーズに的確に対応することが困難であることから、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互い自発的に連携し、お互いを守る「共助」を中心とした地域防災力の強化を図る取組を推進します。

地域防災力の強化に向けて市民、自主防災組織、事業所等が、災害発生時の必要な時に必要な助け合いができる体制の構築を図るため、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制の強化を図ります。

第2次東松島市国土強靭化地域計画

発行年月／令和8年4月

発行／宮城県東松島市

編集／東松島市総務部防災課

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

T E L 0225-82-1111 (内線1168)

F A X 0225-83-5621